

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(受発注システムの改修等支援)

パッケージ製品およびサービス登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

平成 29 年 05 月 19 日

1. 趣旨

本公募要領は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金（※1）のうち、「受発注システムの改修等支援」について、中小企業者等が自ら選定して交付申請いただくパッケージ製品およびサービスの募集・登録の手続きを定めたものです。

パッケージ製品およびサービスを自ら導入する場合は、指定事業者による代理申請ではなく、中小企業者等自身で申請を行うことになります。この場合は、“本手続きにより登録された製品およびサービスのみが補助対象”となります。

※1 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することで、準備が円滑に進むよう支援する事業。

◆ 複数税率対応受発注システム改修・入替に係る補助対象（「システム改修等範囲の概念図」参照）

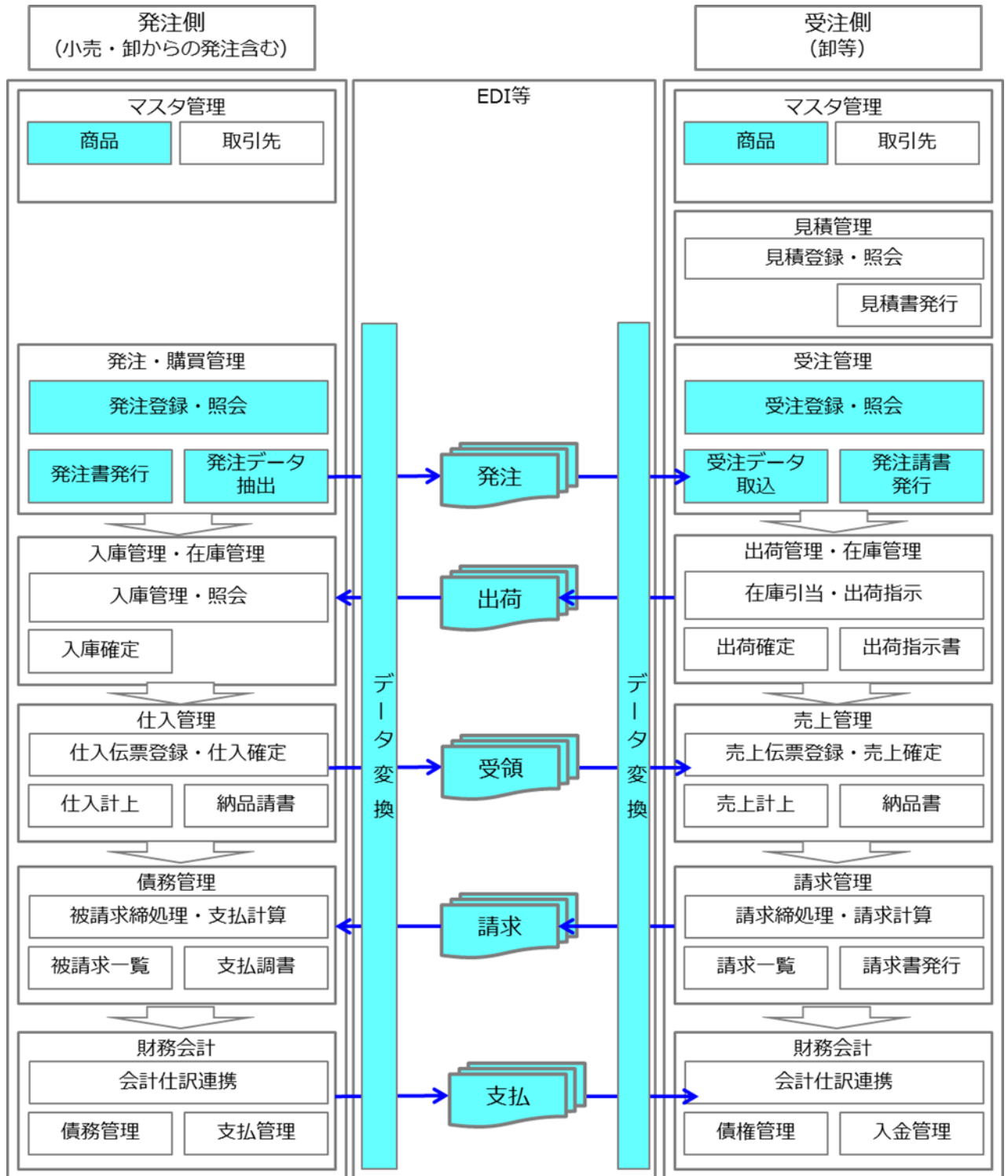
- ・取引先間でEDI／EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）のうち、電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1) 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステム（EDIおよびこれと連動する発注・購買管理機能または受注管理機能）を導入する場合は補助対象とします。

※2) 受発注管理とともに、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能（P3「システム改修等範囲の概念図」参照）を含むものであれば、支援対象とします。

注) パッケージ製品にはハードウェアは含みません。

システム改修等範囲の概念図



水色の部分が電子的受発注システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。

2. 登録可能なパッケージ製品およびサービスの要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 複数税率に対応するパッケージ製品およびサービスであること
- (2) 電子的受発注システムのうち、補助対象機能（EDI/EOS、商品マスタ、発注・購買管理、受注管理）を含むパッケージ製品およびサービスであること
- (3) 事業者間（BtoB）における軽減税率対象商品（食料品等）の発注または受注を管理するパッケージ製品およびサービスであること
- (4) 商品マスタは電子的受発注システムにおいて利用されていること
- (5) 中小企業者等が自らインストールすることが可能なパッケージ製品およびサービスであること
- (6) 購入・契約した製品・サービスを一意に識別できるシリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を製品カード、シール、保証書、HP（マイページ等）で中小企業者等自らが確認可能であること

3. パッケージ製品およびサービスの登録取り消し

事務局は、登録されたパッケージ製品およびサービスが以下の事項に該当すると判断した場合、パッケージ製品およびサービスの登録を取り消すことができます。

- (1) 本公募要領で規定するパッケージ製品およびサービスの要件を欠く、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な内容があると認められる場合

4. 募集方法

(1) 申請書の入手方法

- ① http://kzt-hojo.jp/contractor/pkg_service/にアクセスして、ページ中段の提出書類の項から以下の書類をダウンロード
 - ・パッケージ製品およびサービス登録申請書：様式 B2-1
 - ・事業者概要：様式 B2-2
 - ・パッケージ製品およびサービス登録リスト：様式 B2-3
 - ② 必要事項記載の上、提出書類一式を揃え、軽減税率対策補助金事務局に書類を郵送および別途受付メールアドレス（b2@kzt-hojo.jp）に送付
- ※書類の不備については、受付されない可能性がありますので十分留意してください。

(2) 提出書類

No.	様式	書類名	提出方法
1	指定 (様式 B2-1)	パッケージ製品およびサービス登録申請書	押印・郵送
2	指定 (様式 B2-2)	事業者概要	郵送
3	指定 (様式 B2-3)	パッケージ製品およびサービス登録リスト	郵送およびメール
4	任意	紙や Web 等の製品カタログ (金額ならびに、有する機能や複数税率への対応内容が確認できるもの)	郵送

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります

(3) 登録申請期間

随時登録申請を受付けています。なお、受付から登録まで2週間ほど時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

(4) 提出先・問い合わせ先

《提出先》

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 パッケージ製品およびサービス登録係 宛

※ 局留めのため、郵便での提出をお願いいたします。

メールアドレス：b2@kzt-hojo.jp

《問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局 問い合わせ窓口

TEL：0570-053-555 (ナビダイヤル 有料)

IP 電話からのお問い合わせ先：03-6627-1316 (有料)

受付時間：平日 9時～17時

HP：<http://kzt-hojo.jp>

※指定事業者、製品登録等に関わるお問い合わせを受け付けております。

(5) 選定後の予定

- ・審査の結果については、承認・不承認に関わらず、通知を行います。
- ・登録されたパッケージ製品およびサービスは、上記ホームページに公開させていただきます。